

青森県報

第三千四百九十二号

平成二十四年
一月二十五日
(水曜日)

目 次

告 示

青森県受療動向調査の実施	(医療薬務課)
漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正	(水産振興課)
道路の区域の変更	(道路課)
道路の供用の開始	(同)

告 示

青森県告示第四十七号

青森県受療動向調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例(平成二十一年三月青森県条例第十二号)第三条の規定により告示する。

平成二十四年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 調査の目的

青森県内の病院、一般診療所、歯科診療所を利用する患者について、その傷病の状況等の実態を明らかにし、保健医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。また、青森県保健医療計画の見直しに係る基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査対象の範囲

県内全域の病院、一般診療所、歯科診療所。ただし、一般診療所については、特定の者を対象とする医務室(自衛隊、企業、特別養護老人ホーム等に設置された医

務室。以下「医務室」という。)を除く。

三 報告を求めるとする事項及びその基準となる期日

1 報告を求めるとする事項は次に掲げる事項とする。

性別、出生年月日、患者の住所、入院・外来区分、受療の状況、診療科名、肝炎ウイルス検査の状況、透析治療の状況、紹介の状況、来院時の状況、病床の種類、入院の状況。ただし、歯科診療所の場合は、診療科名、肝炎ウイルス検査の状況、透析治療の状況、紹介の状況、来院時の状況、病床の種類を除く。

2 報告を求めるとする基準となる期日は、平成二十四年一月二十六日(木)とする。ただし、当該日が休診又は半休診の場合は同月二十七日とする。

四 報告を求めるとする者

県内全域の病院、一般診療所(医務室を除く)、歯科診療所の全患者とする。

五 報告を求めるとする方法

調査票は保健所から医療施設に郵送し、医療施設の管理者が調査項目により記入し、保健所に郵送により提出する。

六 報告を求めるとする期間

平成二十四年一月二十七日から同年二月二十九日までとする。

青森県告示第四十八号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号(漁業災害補償法による加入区の設定)の一部を次のように改正する。

平成二十四年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

二の表外ヶ浜第六区域の項の次に次のように加える。

外ヶ浜第七区域 外ヶ浜漁業協同組合の地区のうち、字平館根岸小川、字平館根岸父ヶ沢、字平館根岸長屋形、字平館野田才の神、字平館野田尻高川、字平館野田鳴川、字平館野田山下の区域	1 主として底建網漁業
-------------------------------------------------------------------------------------------	-------------

青森県告示第四十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
 なお、その関係図面は、告示の日から平成二十四年二月二十四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類の	路線名	変 更 の 区 間		変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
			後	前				
1	県道	五所川原岩木線	弘前市大字折笠字宮川一五の三まで	弘前市大字折笠字宮川四の四から		一六・二〇〇メートルから 一・八〇メートルまで	三八九・四〇メートル	
			弘前市大字折笠字宮川一五の三まで	弘前市大字折笠字宮川四の四から		一九〇・〇〇メートルから 一・六〇メートルまで	三八九・四〇メートル	

青森県告示第五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十四年二月二十四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道 五所川原岩木線	弘前市大字折笠字宮川四の四から 弘前市大字折笠字宮川一五の三まで	平成二四・一・二五

(発行所・発行人)
 青森市長島一丁目一番一
 青森県号

(印刷所・販売人)
 青森市第二問屋町三丁目一番七七号
 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
 定価小口一枚二付十五円一銭